

ESG 情報に対する直接業務の必要性

伊 藤 公 一

はじめに

国連の「持続可能な開発目標」(以下では「SDGs」とする)に賛意を表する企業の広告を数年前から街中でよく見かけるようになった。例えば、某私鉄は車両の外装ラッピングと車内広告の全てをSDGsに関する極彩色の広告にした「SDGsトレイン」を走らせている。

SDGsは資源にも産業にも乏しいヨーロッパの国発祥の、資源を持ち産業が発展しつつある他国に対する迷惑な牽制であるにすぎないかもしれないとの指摘がある。すなわち池田(2022)は、SDGsを胡散臭く感じるのは、その裏側に米露中よりもエネルギー競争で優位に立ちたいという、EUやイギリスの思惑がにじみ出ているからであるとする⁽¹⁾。また、SDGsは「表向きは美しいスローガンだけど、本当のところは、グローバル資本主義で繁栄を築いてきた西側諸国をこれまでどおりに優位に立たせるための新しいルールであって、強い国をそのまま強く、弱いところを弱いままに固定させるような弊害しかない」と私は思っている⁽²⁾。SDGsはそのような胡散臭い理屈であるかもしれないにもかかわらず、今では多くの日本の上場企業が、賛意を示しつつ環境・社会関連の非財務情報(ESG情報)を開示している。

そこで、本稿は日本の上場会社が行うESG情報開示と当該情報の保証の

(1) 池田清彦(2022)『SDGsの大嘘』宝島新書, 77頁参照。

(2) 同81頁。

ESG 情報に対する直接業務の必要性（伊藤公一）

あり方の問題点について検討することを目的とする。そのために、まず SDGs に賛同する企業に対する違和感について述べ、次に ESG 情報の財務情報との相違点から、現時点で企業が開示する ESG 情報の問題点を検討し、その変化の必要性を述べる。さらに、これらをふまえた上で ESG 情報の直接業務による保証の必要性について述べる。

1. SDGs 賛同企業に対する違和感

SDGs の表向きの文脈は、全世界の生命の幸福増進のために、個人および企業に対して自身の行動の抑制・変化を要求している。これは株式会社に対して、株主・債権者のみを重視する姿勢から、従業員、消費者、取引先等の多様なステークホルダーも株主等と等しく重視する姿勢に変化することを要請していると解釈できる。他者に配慮して自らの行動を抑制することは、企業の自由競争市場での行動原理とは相反する。現在の世相を端的に反映する「今だけ、金だけ、自分だけ⁽³⁾」という言葉は、企業の合理的行動と合致する。個々の企業が自己利益最大化を目指して行動することが株主・債権者の利益にもつながり、結果として市場効率性を高め社会全体の厚生最大化が達成されるという大前提は、SDGs の表向きの精神との相性が非常に悪い。そのことを承知の上で日本の上場企業をはじめとする各企業がこぞって SDGs 推進に賛同を表明しているとすれば、そこに矛盾はないのだろうか。それとも、日本の上場企業の大半で、突然、根本的な大転換が起きたということだろうか。

SDGs を本当に実現しようとするならば、現在のわが国政府や企業の ESG に関するアプローチには問題がある。企業や国民に対する行政当局の姿勢は、「～アワード表彰」に象徴されるように、依然として「カネを付けてほめて

(3) 鈴木宜弘 (2013) 『食の戦争 米国の罠に落ちる日本』文春新書、7 頁参照。

やれば動くだろう」という思想に基づいている。SDGsや「新しい資本主義」の根幹は、現在の投資者等のみを重視する姿勢からの修正にあるはずで、「カネで釣る」という旧来の枠組みの中で持続可能な社会を作ろうとすることに無理が生じているのかもしれない。

SDGsは生物・個人の多様性および共生を重視するものであり、現代企業の競争的文化とは対極に位置する。SDGsに関しても、国や上場企業の建前と本音が見事に乖離しており、そのことは誰の目にも明らかではないだろうか。ネットでSDGsを検索すると日本の規制当局のサイトとしてまず外務省がヒットすることは象徴的でもある。

資本主義は個人と組織の「欲」を原動力とするものである。株式会社の経営者は、自らと資本主の欲を満たすために合理的かつ効率的に行動することを要求されているはずであり、そのために自己利益最大化行動をとる。また、それが効率的市場の維持につながるという前提がある。かつては環境や他者を自己と同様に重要と考えることは、株主や債権者に対する信義則違反であると評された時代もあった。⁽⁴⁾資本主義社会の基本的思考は当時から変化していないはずの状況において、上場企業がこぞってSDGs達成への賛同を標榜する現状は、国の要請があるとはいえ非常に不思議なものである。

素直に解釈すれば、SDGsは投資者の利益確保を理由とした企業の過大な欲求肯定的行動や、行き過ぎた自由放任主義の否定でもあり、世界全体の調和の要請である。また、SDGsの目標群は、株主と取締役の利益を第一とする考えとは別のベクトルで考え行動することの必要性の認識でもある。そのような精神の対局に位置する可能性のある我欲追求と競争をモットーとする営利企業が、たとえ表面上であってもこれに賛同し情報開示することは、各

(4) 誰のどのような「利益」かは重要な問題である。貨幣額で測定可能な「利益」は少ないかもしれないという認識が現在の非財務情報の広がり的重要因素でもある。

(5) いわゆる「フリードマン・ドクトリン」(1970)はそのような主張であった。

ESG 情報に対する直接業務の必要性（伊藤公一）

企業が行動原理を根本から変える意思を表明していることを意味するのではないか。

2. ESG 情報と財務情報との相違

企業と株主・債権者の関係は、資金の授受を原因として存在し、株主・債権者は資金を引き揚げるにより当該関係からの退出が可能である。これに対して、ESG 情報における利害関係者は必ずしも関係からの退出が可能ではない。例えば企業による環境汚染の影響を受ける工場設備の近隣住民には転居の余裕はない可能性があり、当該企業で働く従業員には転職の機会があるとは限らない。賃金を得る手段としてパワハラや過酷なサービス残業等の不本意な労働条件に耐えざるを得ない労働者は多いだろう。

日本の企業が開示する ESG 情報は実質的に投資家が対象であり、「ESG 投資」ばかりが強調されている。しかし ESG 情報及びその基礎にある主題として重要なものは、労働者、環境負荷の影響を受ける地域住民や生物、消費者等、当該企業との関係から退出できない者についての情報である。現在の ESG 情報開示においては、この点がうやむやにされていることが多いため問題である。

SDGs について各分野の企業は、それぞれの最も邪悪になりうる側面を修正する方向で行動することにより貢献すべきであり、ESG 情報はそれに関する全ての利害関係者に対する情報開示であるべきだ。しかし現状はそうなっていない。例えば金融機関が環境保護をアピールすることには首をかしげたくなる。個人向けに金融商品を販売する金融機関が開示すべき情報は、例えば、高齢の顧客を騙して金融商品のリスクを実際には理解させずにチェックシートにチェックをつけさせて、リスクの高い金融商品を販売していないか、ということに関する情報である。すなわち、顧客本位を標榜する金融機関が金融商品販売にあたり「お客様」に対して本当に詐欺的行為を

行っていないか、適切に情報開示をしたかどうか、それに対する顧客の反応はどうかという点に係る情報だろう。顧客がチェックシートにチェックを入れていること（規準準拠性に係る文書的証拠の存在）と、顧客が本当に金融商品の仕組みについて理解して当該商品を購入していること（実態としての顧客に対する誠実な業務の遂行）は別である。この点が意図的に無視された状態で「わが社は顧客第一主義で環境改善に貢献し、統治も適切です」と主張されて、顧客は納得するのだろうか。その意味で、ESG 情報については、ネガティブ情報の開示と検証が重要となるのである。

そして、このような議論を通じて、投資家に限らず全市民・国民が各企業をそれぞれの視点で評価し、当該企業に対する自分の行動を変化させるべきである。その意味で、現代は「素人監査」、つまり市民・個人による監視が重要な時代になったということもできる。また、これらの前提として、個人レベルにおいて、企業行動や取引の倫理を論じたり考えたりする文化が発達することが必要である。

3. ESG 情報に関する変化の必要性

(1) 法規制による強制や誘因と ESG 課題の相性

日本の企業は、外国の基準設定主体による規準に準拠していれば、日本国内の ESG 課題につき解決に向けて必要な努力を行っていることになるのだろうか。また、そもそも規準に準拠していれば OK という発想で課題は解決可能なのだろうか。あるいは、法や規則等による強制や誘因の提示により、規制当局が規制対象（企業、国民）に意図した行動をとらせようとする仕組みによっては根本的な解決が不可能な事柄が、現在の環境破壊や社会的不平等などの ESG 課題であるのかもしれない。

監査や保証業務がこれらの課題の解決に貢献しうるとすれば、その取り組みは従来の保証業務の延長線上にはないのかもしれない。保証業務の手段と目

ESG 情報に対する直接業務の必要性（伊藤公一）

的の関係を明確にする必要がある。何のための「保証業務」であり、誰がどのような目的で使用する情報の保証を行うのかという点が重要である。

日本版スチュワードシップコードおよび機関投資家向けの PRI（責任投資原則）は、「経営者－投資者」の関係における機関投資家の力を利用して、経営者にサステナビリティ課題を解決させようとするものであり、根本にある思考は従来の株主資本主義の延長である。また、いずれも投資者側に対しては強制力を持たないものである。

（２）投資者の SDGs 責任

投資者の投資行動の責任について義務を伴う規制が必要である。これはスチュワードシップコード及び責任投資原則とも関連するが、同コード及び原則の対象となる主体の範囲は機関投資家等に限定されており、企業との関係は金銭的關係である。

もし投資行動を通じて SDGs の達成を機関投資家が企業に要求するならば、機関投資家側にもその文脈で行動することが要求されてしかるべきではないか。現状の両者の関係は、機関投資家の無謬性を前提として資金力で相手を服従させようとする点において暴力的である。したがって、機関投資家が投資先企業の ESG 情報を用いてどのような行動をとったのかについての情報開示には今後注目する必要がある。投資者が自らの利得最大化のためにのみ情報を用いるならば、公益のために行動することを情報提供者に求めることは妥当ではない。つまり現在の ESG 情報につき、情報利用者たる機関投資家には利己的行動が事実上容認され、情報提供者（資金需要者側・企業経営者側）には SDGs 等の社会的・倫理的正当性を要求する形になっており、この不均衡についての是正が必要であろう。

(3) 機関投資家に対する規制の必要性

新自由主義に基づく資本主義の現代社会において、個人の欲求は他者の権利を侵害しない限り否定されない。個人にも組織にも自己利益最大化行動が是認されており、それが資本主義社会の原動力となってきた。自己利益最大化行動には弊害もあり、個人や企業の利害調整の指針として法令や規則が想定されてきた。法令遵守は自由主義社会の前提となるマナーであった。しかし、自己利益最大化のために、潤沢な資金とロビー活動を通じて、法規制そのものの制定・改廃に介入し、法規制自体を歪める者が存在する、ことは、⁽⁶⁾周知の事実である。また、規準には準拠しつつ、結果として害悪をまき散らす半グレ企業が跳梁跋扈する現状となった。

これに対して、ステークホルダー資本主義及びSDGsの文脈では、株式会社の取締役の自己利益最大化行動は、従来の法令遵守を超えた次元で変化を要請される。すなわち法令がカバーした領域を超えて、個人や企業の倫理的・道徳的正当性が要求され、倫理道徳的評価基準で企業は評価を受けることとなる。その場合、「投資者の利益最大化のために」というお題目と経営者の金銭的、社会的その他諸々の欲求充足を真の原動力とした、他者の幸福追求を阻害する（環境破壊等を伴う）企業行動は、正当性を失うはずである。しかし、企業の開示情報を見れば、実際の行動は総じて従前どおり経営者と投資者の互いの欲を介した関係の維持・継続のためにのみ、ESGやSDGsが利用されているに過ぎないようである。これを規制当局が主導して行っているのだから、これは行政を含む三者による詐欺である。現在、日本の企業が行うESG関連情報開示の欺瞞性の中核は、ここにある。

理念の部分での市場原理主義及び金融資本主義からの転換は、実際の企業

(6) このような行為はレントシーキングと呼ばれる。又その行為主体は政商あるいはレントシーカーと呼ばれる。レントシーキングにつき、例えばジョセフ・E・スティグリッツ『世界の99%を貧困にする経済』徳間書店、2012年、76頁参照。

ESG 情報に対する直接業務の必要性（伊藤公一）

及び利害関係者の変化も促すはずである。何よりも退出不可能な利害関係者が存在する。そして彼ら退出不可能な利害関係者が必要とするはずの情報は、現状の ESG 情報ではほとんど開示されない。したがって、彼らは自ら行動を変化させねばならない。すなわち、現在は度外視されている投資者・経営者以外の者の行動変化が、ESG 情報に係る全体を変化させる可能性が高い。その際に重視すべきは、現在までの資本主義社会における、株式会社の欲求充足行動の制御の問題である。資本主義社会において、金銭欲は企業の経営活動を活発化するための原動力として、規制されず最大限の自由が認められてきた。しかし欲求は欲求であり、手放して是認すれば結果は現状の通りである。

（４）社会共通認識変化の必要性

いくら制度で手当をしても、「他者を出し抜き、ルールには抵触せずに自己利益を最大化するために動くことが賢いことだ」という了解のある世間では、規制対象は変化した制度に対応して「最適戦略」を取ることになる。したがって、規制対象に対して「狡いことは恥ずかしい」という自覚を促し、またそのような評価が下される土台が世間に必要である。

「ステークホルダーのため」と称して従業員への分配を度外視し、取締役と株主の自己利益最大化を行い続ける株式会社の文化は、変化する必要がある。その方法は個人からの監視である。その手段として ESG 情報を用いることができるはずである。しかし現状の ESG 情報開示には問題がある。また指差す側の欲の問題も控えている。

4. 直接業務の必要性と業務実施者の役割

ESG 情報の開示を通じて、重要な利害関係者、すなわち株主でも債権者でもないが、企業との関係から退出不可能な立場の、労働者、近隣住民、サー

ビス利用者等が、企業の不当な行為に異を唱える権利が保証され、開示された情報を通じて企業に行動の変化を要求することが可能である必要がある。しかし、現状の上場企業によるカラフルな統合報告書では、その点があやむやにされている。すでに日本は格差社会である。⁽⁷⁾ 投資者以外の企業の利害関係者、例えば労働者の権利保護をサポートする役割を、保証業務実施者に期待するとすればどのようなことが必要か、本節で検討する。

(1) 企業の半グレ化と限定的保証の限界

規制等によりルールは全て守っているが、外部に害悪を及ぼす「半グレ企業」⁽⁸⁾の激増は、現在の日本の行き過ぎた株主資本主義の症状の一つである。この状況が継続すれば、すでにかかなり疲弊している感のあるわが国の働く個人の生活は、企業と政府によってさらに浸食されて行くだろう。「良い生活をするためには、良い学校に入って良い会社に就職しなければならない」とは、日本の多くの子供たちが家庭内で親から聞かされてきた言葉であろう。これは我々が生活の糧を得るために企業や官僚組織に隷属せざるを得ない状況にあることの現れでもある。

日本のSDGs課題(不公正・不公平など)を解決するためには、まず当事者がその意思をもって情報開示を求める必要があり、開示する企業側はこの要求を受け入れ、情報の取捨選択プロセスを含めた全体の状況に関して情報利用者側が納得する開示を行うことが重要である。しかし、現在の、開示対象項目の選択を情報作成者が行うというESG情報作成の状況では、半グレ

(7) 例えば, Sachs, J.D., Kroll, C. Lafortune, G., and Woelm, F., (2021) *Sustainable Development Report 2021 Includes the SDG Index and Dashboards The Decade of Action for the Sustainable Development Goals*, (Cambridge University Press) によれば, 「SDG10 不平等縮減」の3指標(ジニ係数, パルマ指標, 高齢者貧困率)はそれぞれ「橙」, 「赤」, 「橙」であり, 重大又は重要な問題と評価されている(p.265) 参照。
(8) 鈴木貴博(2020)『日本経済予言の書』PHP ビジネス新書, 248頁参照。

ESG 情報に対する直接業務の必要性（伊藤公一）

企業の居直り問題を扱うことは困難である。したがって、情報作成のプロセスには、検証の対象となる主題の行為主体である組織体は関与しないことが必要である。また現状の ESG 情報に対する限定的保証業務は、半グレ企業の片棒担ぎとなる危険性が高い。

（２）統合報告書の問題点

仮に企業が全てのステークホルダーに向けて情報を開示することの重要性を認識し、国が非財務情報の開示をまじめに制度化しようとするならば、現在のカラフルなプロパガンダである統合報告書による ESG 情報開示は、次のように軌道修正する必要がある。

すなわち、まず報告対象について、労働者および消費者、工場設備の近隣住民などの退出不可能な企業の利害関係者を明確に報告対象としなければならない。また、内容について、現在はほとんどの企業が開示しないマイナスの部分の情報開示こそが重要である。例えば、労働者に対しては、労働者の実労働時間、離職率及びその理由、労災発生件数と内容の詳細、自殺を含めた労働者の死亡者数、労働者との訴訟件数と内容の詳細、非正規派遣労働者の割合、非正規派遣労働者の派遣元企業のマージン率、平社員の給与の役員報酬との比率、経営者不正の内容の詳細、製品・サービス関連の訴訟に関する情報の、より精密かつ積極的な開示等が必要である。これらは「人的資本」関連の SASB 基準の開示項目とも類似するが、投資者の投資行動にとって有用な情報であるかどうかという視点ではなく、労働者個人にとって労働の提供に係る意思決定に重要な情報としての視点に立って開示される必要がある。

また、消費者に対しては、例えば家電メーカーであれば、修理依頼の問い合わせに対して修繕不可能と回答した販売済み製品の発売以来の経過年数、その総数と廃棄製品数、製品廃棄に関して発生した環境負荷情報の詳細の開示等が必要である。開示が必要な情報は環境に与える負荷の情報であり、環

境から企業が受けるリスクに関する情報ではない。当然それらには適正性につき第三者の検証が必要である。これらが ESG 情報として開示される必要がある。

これらの点において、表向きの華やかな統合報告書での ESG 情報開示において、現状では被雇用者や消費者の権利が著しく疎外されている可能性がある。従業員やサービス利用者を度外視して、経営者と大株主・債権者、規制当局が結託し、法令違反、個人の権利の侵害等事実の隠蔽が行われていることもしばしばであろう。最も厳しく監視されなくてはならないのは、金融機関等の機関投資家である。彼らは自己利益最大化のために株主としての自らの権限を行使する。したがって、その投資行動をはじめ利益獲得活動について、動機と結果について開示する義務を課すべきである。しかし、このようなことを書くことすらはばかられるような世の中になりつつある。

(3) ネガティブ情報開示の必要性

ここでは投資者からの取締役の評価や当該企業の株価が低下する要因となりうる情報をネガティブ情報ととらえる。従業員は労働を提供し、工場の近隣住民は環境を企業と共有している。そのような関係は必ずしも金銭の授受を経路としないが、従業員や近隣住民は当該関係からの退出が困難または不可能である。そのような退出が困難または不可能な関係にある人々、例えば工場の近隣住民には工場排水による環境負荷の実態等に関するネガティブ情報を得る権利がある。また労働者は処遇や労働環境の適切性について情報を得る権利を持つ。しかし情報提供を求める相手は雇用主や巨大な組織であることが多く、個人の太刀打ちできる相手ではない。上場企業の取締役が自社の株価に負の影響を与えるネガティブ情報を自ら開示するはずもない。ゆえに、ESG 情報の開示を行う主体が企業自体である場合、企業にとって不都合なネガティブ情報を自ら誠実に開示することは期待できない。投資者から

ESG 情報に対する直接業務の必要性（伊藤公一）

の評判向上を目的とした任意開示であれば、それはなおのことである。企業とその従業員、工場等の近隣住民、および消費者との関係において重要となる情報の多くは、当該企業にとって都合の悪い情報である。そのため、重要課題の選択から責任当事者に任せれば、自らにとって都合の悪い情報は開示対象から排除されてしまう可能性が高い。

（４）証明業務と直接業務⁽⁹⁾

IAASB（国際監査・保証基準審議会）は保証業務を「業務実施者が、基礎にある主題を規準に対して測定または評価した結果（主題情報）について、責任当事者以外の想定利用者のその結果に対する信頼の程度を高めることを意図した結論を表明するために十分かつ適切な証拠を入手することを目的とする業務である⁽¹⁰⁾」と定義する。また、保証業務は、その対象となる主題情報

-
- （９） 証明業務および直接業務は IAASB の国際保証業務基準において以下のように定義される（ISAE3000 第12項（a）（ii）（日本公認会計士協会による翻訳も参照））。
- （ii）証明業務又は直接業務（A8 項参照）
- a. 「証明業務」—業務実施者以外の者が主題を規準に照らして測定又は評価する場合における保証業務。業務実施者以外の者はまた、結果としての主題情報を報告書又は声明で提示することも多い。但し、場合によっては、業務実施者が保証報告書で主題情報を提示することもある。証明業務では、業務実施者の結論は、主題情報に重要な虚偽表示がないかどうかを扱い、以下に関して述べられることがある（A178, A180 項参照）
- （i）主題及び適用される規準
 - （ii）主題情報及び適用される規準
 - （iii）適切な当事者の行う声明
- b. 「直接業務」—業務実施者が、適用される規準に照らして主題を測定又は評価し、結果としての主題情報を保証報告書の一部又は添付として提示する場合における保証業務。直接業務では、業務実施者の結論は、規準に照らして主題を測定又は評価した結果を報告する。
- （10） 内藤文雄編著『監査・保証業務の総合研究』中央経済社、2014年、18頁。Cf. The International Auditing and Assurance Standards Board, *International Framework for Assurance Engagements*, para. 10 (in *Supplement to the Handbook of International Quality Control, Auditing, Review, Other Assurance, and Related Services Pronouncements 2018 Edition Volume III*, p. 70.).

の作成者とその開示媒体の違いによって、「証明業務」と「直接業務」に区別される。⁽¹¹⁾

直接業務において、基礎にある主題を規準に対して測定評価して主題情報とするのは業務実施者であり、責任当事者ではない。⁽¹²⁾ また業務実施者は基礎にある主題、契約当事者、想定利用者および責任当事者からは独立であるが、主題情報とは独立的でない。⁽¹³⁾

(5) 直接業務の必要性と価値

直接業務において基礎にある主題に関して情報作成を行うのは、責任当事者ではなく業務実施者である。ESG 情報について、このことが情報利用者(退出不可能な利害関係者)には必要である。すなわち、例えば労働者団体から依頼を受けた業務実施者が、「企業は労働者を適切に処遇しているか」という主題について保証業務を行うとすれば、業務実施者が自ら労働者の処遇に関するデータを企業から入手し、規準に照らして測定・評価して主題情報を作成し結論を述べることになる。

また IAASB の IFAE (「保証業務の国際的枠組み」)「付録2」第4項は、直接業務の価値は次の2点の組み合わせにあるとする。すなわち、直接業務の価値は、(a)業務実施者が主題情報を作成したため主題情報との独立性はないものの、基礎にある主題、契約当事者、想定利用者および主題に責任を負う者と独立であること、および、(b)基礎にある主題を測定又は評価する際に適用する保証技能・技術であり、その結果、証明業務と同様の量と質の証拠が蓄積されること、の2点の組み合わせにあるとする。同項はさらに、直接業務を単なる調製と区別するものはこの十分かつ適切な証拠の入手である。

(11) 同上書、21頁参照。

(12) 同上書、21-22頁参照。Cf. Ibid., paras. 12-13.

(13) 同22頁参照。

ESG 情報に対する直接業務の必要性（伊藤公一）

直接業務において業務実施者は監視装置のキャリブレーションも測定過程の一部として必要に応じて行うとする。⁽¹⁴⁾すなわち業務実施者が基礎にある主題、契約当事者、想定利用者、主題に責任を負う者から独立であること、および、質量ともに証明業務と同様の証拠の蓄積を伴いつつ、基礎にある主題の測定・評価が証明業務と同様の保証技術を用いて行われることが直接業務の価値の中心であり、単なる調製業務とは異なり当該測定・評価の際に、証明業務において行うのと同程度に業務実施者が監視装置の正確性の検証（キャリブレーション・校正・較正）又は他者が行った装置調整の検証まで行うこともその価値の一部を構成すると説明される。⁽¹⁵⁾これは主題情報作成に際して規準に照らした主題の測定・評価の過程すなわち情報作成過程において、その根拠となる証拠の真正性を業務実施者が慎重に検証することが要求されていると解することができる。

非財務情報の保証に関して、基礎にある主題は情報利用者が設定すべきである。例えば、当該企業は雇用する全ての労働者に誠実に対応しているという命題を基礎にある主題に据えることが可能である。この命題を仮説として検証するために、業務実施者は企業の状況を測定・評価する。測定評価するための規準は情報利用者と業務実施者との合意により選択または設定されるべきである。

主題情報作成に用いる根拠データ（証拠）の虚偽表示は、主題情報を作成するために主題を規準に照らして測定・評価する過程において業務実施者が発見・是正すべきである。それは労働者に対する不誠実な行為（すなわち主題に関する虚偽表示）の証拠ともなる。そのように直接業務においては企業側にとって不利な情報も測定・評価の対象となる。情報利用者と情報作成者の利害対立が顕著である場合には直接業務が必要である。

(14) 同上。Cf. Ibid., Appendix 2, para 4.

(15) Cf. Ibid.

(6) ESG情報の証明業務の限界

開示情報が情報作成基準(規準)に準拠していることを検証する基準準拠性の検証は、保証業務の一つの基本的形態である。情報利用者の目的が投資意思決定以外である場合、情報が基準に準拠して作成されていることをもって有用とみなすことが不可能なことがある。規準に準拠して情報が作成されていることと、当該情報が主題をどの程度正確に記述しているかは別問題だからである。

財務諸表監査は合理的保証業務に分類され、監査意見には、規準準拠性を超えて情報の意思決定有用性を保証することが要求される。これに対して非財務情報の保証は、合理的保証が現実的に不可能又は困難であるため規準準拠性の保証のみが行われることが多い。

規準の意味は価値の共通化と可視化であり、数値目標の意味も同様である。規準に沿って情報を作成・提示することにより、企業間比較が可能になり、また情報の作成者と利用者間で情報の伝達が可能になる。規準に準拠して測定・評価した情報や数値が信頼されるためには規準そのものが信頼される必要がある。つまり規準そのものがある種の権威として位置づけられることが重要であるため、情報利用者から情報作成規準そのものの妥当性に対して疑問を呈することは不可能である。また情報利用者にとって規準や数値目標は明確ではあるが、当該規準の妥当性判断、及び規準適合性に関する判断は情報作成者たる他者に依拠せざるを得ない。情報利用者はそれらを信頼して情報を利用することが前提とされている。これは反対に言えば「規準には準拠・適合しているのだから問題はない」という情報作成者側の姿勢を正当化するものである。ESG情報開示の現状はこのような姿勢にもとづいて情報作成企業にとって都合の良い指標のみを用いたお手盛り開示が継続しているのではないだろうか。

統合報告書などの非財務情報で全体として表現されることは事実の一部で

ESG 情報に対する直接業務の必要性（伊藤公一）

はあるが、実際に企業が労働者や住民・消費者の生活にネガティブな影響を与えている重要な事実の核心は開示されない。当該事実は情報作成者である企業にとって不都合であるため開示されない。情報作成を企業が行う場合、情報を作成する段階から重要な情報が排除される可能性が高い。したがって労働者や消費者にとって重要な ESG 情報の保証には、現在の財務諸表監査に適用される枠組はそのままでは適用困難である。つまり規準に照らした主題の測定・評価を行う主体が情報作成者たる企業側である場合、当該情報が退出不可能な利害関係者にとって有用な情報となる可能性は低い。したがってその証明業務は有用ではない。⁽¹⁶⁾ゆえに業務実施者による直接業務が必要である。

保証業務実施者が ESG 情報の直接報告業務を行う際に重要となる点は、退出不可能な利害関係者にとっての重要課題が全て取り上げられているか、それらの項目について企業側（取締役）にとって不利な情報が隠蔽されているか、情報は正確であるか等である。規準に照らして測定または評価する主題の具体的内容の妥当性は、情報利用者である労働者や消費者に確認しなければならないのであって、企業側に対してではない。

直接業務において基礎にある主題を測定又は評価する主体は業務実施者である。⁽¹⁷⁾情報利用者にとって必要な情報は企業・組織体にとっては開示したくない情報である場合が多い。開示する情報の項目や範囲を組織体（責任当事

(16) 日本公認会計士協会「我が国におけるサステナビリティ及びその他の拡張された外部報告（EER）に対する保証業務に関するガイダンス（試案）」（2022年5月23日）のスライド11には、「前提条件の決定及びEER保証業務範囲についての合意」に関して、「保証が容易な部分又は企業を好ましくみせる部分のみを選択することは、一般的に適切ではない。」と明記されており、これはIAASBのEERガイダンス（「拡張された外部報告（EER）に対する保証業務への国際保証業務基準3000（ISAE 3000）（改訂）の適用に関する規範性のないガイダンス」）第94項の記述とも符合する。

(17) 同上参照。

者) 自らが選定する証明業務では情報利用者の信頼を得ることは困難である。

(7) 情報作成者の企業からの独立性

仮に ESG 情報の保証を真摯に検討するならば、その際必要なことは、ESG 情報が当該企業の統治を含めた環境・社会に与える影響を正しく記述しているかということのみならず、それが退出不可能な利害関係者の情報需要を満たすものであるかという観点である。ゆえに現在の統合報告は、カラー刷りの宣伝パンフレットではなく、ネガティブ情報を中心としたより真面目なものに変化すべきである。非財務情報の適正性の検証について、規準に準拠しているかどうかを検証するだけでは、情報の有用性保証、すなわち個人の生活に直接多大な影響を与えている企業による開示報告に有用性を持たせることはできない。

ESG 情報に関するステークホルダーは、企業自身ではなく企業から独立の立場にある保証業務実施者に情報作成を行わせる必要がある。

保証業務実施者は、当該企業からではなく労働者や消費者等退出不可能な利害関係者からの依頼を受けて重要課題の選択から自ら行うことで、例えば「当該企業は労働者や近隣住民等、退出不可能な利害関係者の権利の侵害を行っていないか」等の命題を検証し、合理的保証を行うべきである。

(8) 直接業務の依頼主 (契約当事者)

企業の公表する ESG 情報の保証業務実施者に直接業務を依頼する主体は、企業との関係から退出不可能な立場にある利害関係者、例えば労働者や近隣住民及び消費者である。労働組合や消費者団体がこれらの主体としてまず考えられるが、現在の日本ではこれらの主体は組織・団体として上場企業と対等に行動する力を持たないようにも見える。自らを含む公衆の利益を確保する視点から、企業に非財務情報の開示を要求する主体として市民オンブズ

ESG 情報に対する直接業務の必要性（伊藤公一）

マンのような役割を果たす主体が今後の日本において重要となるのかもしれない。⁽¹⁸⁾

（9）直接業務実施者の役割

ESG 情報の情報利用者は投資者に限定されず、また意思決定の内容は投資意思決定のみならず、就業、財貨・サービスの購入、取引の開始・継続等の広い範囲に及ぶ。そのような情報の保証業務実施者の役割は、現在の経営者および投資者のみのための会計専門職ではなく、当該企業との関係から退出することが困難な利害関係者の権利を守る公益の守護者にもなる。この姿は個人に付与され独立性を重視する資格である公認会計士の将来像のひとつとしても理想的であろう。またそのような将来像を目指すならば、上場株式会社をはじめとする企業の行動の社会的公正性に関する議論が、一般市民レベル及び保証業務実施者の業界内において、より積極的に行われる必要がある。その議論は、現在の投資者中心の議論ではなく、公益の視点から社会全体を見渡す広い視野に立ったものでなければならない。

保証業務実施者は、上場企業と投資者の守護神のみならず、労働者、消費者等、市井の人々の利益の保護者にもなりうるのである。その意味で公認会計士資格は、弁護士に近い個人資格であることの意味が、今後重要になるだろう。現在のように株式会社をクライアントと呼ぶ事務所ばかりではなく、

(18) 市民オンブズマン制度は次のように説明される。

市民オンブズマン制度は、行政を監視する役割をもつオンブズパーソンが市民からの苦情を受け付け、中立的な立場から問題を解決しようとする制度である。1809年にスウェーデンで生まれた制度が原型といわれている。オンブズパーソンに措置に強制力はないが、迅速・簡便に紛争を解決し、市民の権利を救済する方法として注目されている。

欧米では国や地方自治体の制度として定着しているが、日本では川崎市をはじめとしていくつかの自治体が導入している。（『2021新政治・経済資料三訂版』実教出版94頁）

労働者団体や消費者団体、あるいはそのいずれにも属さない個人を主要な顧客と設定して保証業務を中心に活動する監査事務所が登場してもよいのではないか。

おわりに

本稿では、SDGs への貢献を標榜する日本の多くの株式会社が開示する ESG 情報、及びその保証業務にどのような課題があるか検討した。ESG 情報は、投資者のみならず開示企業との関係から退出困難な労働者、消費者、地域住民等の利害関係者と当該企業との利害調整に関する情報として重要である。しかし企業の ESG 情報開示は、ESG 投資にばかり注意が集中しており、投資者以外も等しく重視するステークホルダー資本主義の主旨は事実上無視されている。

SDGs に関して各企業は自らが最も邪悪になりうる側面を修正する方向での貢献及び情報開示を行うべきである。市民は各企業をそれぞれの視点から監視・評価し、当該企業に対する自らの行動を変化させるべきである。

多くの企業が気軽に標榜する SDGs の重視は、労働者、消費者、地域住民等を投資者と等しく重視することを意味する。それはまた企業の取締役及び投資者の利己的行動の抑制の要請も意味する。ゆえに ESG 情報の保証業務実施者は、財務諸表の監査人よりもさらに重大な責任を負っている。すなわち業務実施者は企業が利害関係者にもたらす可能性のある負の影響に関して、事実の隠蔽や証拠の捏造の有無を含めて検証したうえで、十分かつ適切な証拠を入手して主題を規準に照らして測定・評価し、主題情報を作成する直接業務を行う必要がある。

ESG 情報の保証に証明業務を適用することは、現状のお手盛り開示を助長するため不適切である。企業からは独立の業務実施者が、労働者や消費者等、当該企業との関係から退出不可能なステークホルダーから依頼を受け、

ESG 情報に対する直接業務の必要性（伊藤公一）

規準に照らして主題に関する証拠を測定・評価して主題情報を作成することにより、情報の取捨選択を経営者が行うことによる重要情報の隠蔽、歪曲等の弊害を防ぐことが可能になる。

ESG 情報の保証は、ESG 情報作成過程に当該企業が関与しないことが必要であり、その意味において直接業務が必要である。退出困難な利害関係者に関するネガティブな情報の開示こそ重要であるため、第三者としての保証業務実施者が重要課題の選択から行うことが必要である。直接業務の契約当事者は、労働組合や消費者団体、市民オンブズマンなどが考えられる。このような直接業務を前提として初めて ESG 情報に係る保証業務実施者の役割は、市民の利益を保護することになりうる。

従来（会計）監査人は経営者の守護神であり株主の代理人でもありえた。これに対し ESG 情報の保証業務実施者には、経営者、株主・債権者から真の意味で独立し、すなわち時には彼らの利益を損ねる可能性があっても、労働者、消費者、地域住民等の市民の代理人として、主題情報作成の段階から関与すべき責任が生じている。しかし現在の ESG 関連の議論は、既存の投資者等の便益を過剰に重視しており、あるべき姿からの乖離が進行している。退出不可能な利害関係者の重視こそが本来の趣旨であることが認識されるべきである。

仮に SDGs の文脈を大真面目に解釈するならば、保証業務の対象の非財務情報への拡大によって、ESG 情報の保証業務実施者の果たすべき役割は、投資者のための市場の番人から、市民（公益）の守護神へと変化する。それは現在必要とされている企業の非財務情報（ESG 情報開示）の対象となる利害関係者が投資者から、当該企業との関係から退出困難な労働者や消費者、近隣住民などの利害関係にも拡大するからでもある。非財務情報を開示する企業はこのことをよく理解し、現在の悪乗りを改める必要がある。情報を開示する経営者は従来通り投資者のみを意識してはいけないのである。

ESG情報の保証業務の受益者は市民全体である。その意味で、「今だけ、金だけ、自分だけ」の3だけ主義にもとづいて、海外投資家の視線のみを意識する現在の情報開示のあり方は、あるべきESG情報開示とその保証に関する議論の本質をとらえそこになってしまう可能性があり、危険である。また、現在金融庁や日本公認会計士協会が着手している非財務情報の保証に関する議論も投資家視点を重視しすぎており、むしろそのみに注目した極めて狭隘な視点に立ったものとなっている。この流れのままでは本来の趣旨であるはずの公益を重視した情報開示の推進は矮小化され、ESG情報の開示は一時的トレンドで終わってしまう危険性が高い。

企業との関係から退出する方法を持たない当事者は、投資者等よりも企業に対する立場が弱いから、投資者等よりも手厚く保護する必要がある。この点が現状のカラフルなプロパガンダでは実質的に無視されている。

企業の開示する情報に要求される特性が、従来の投資意思決定有用性確保から、多様なステークホルダーを等しく重視する方向の情報開示に変化することは、投資者にも当該情報を利用した行動に新たな責任が生じることを意味する。その新たな責任とは、みずからの投資、消費、仕入等の行動が、環境や他者にとって有益なものであることを確認する義務である。すなわち自らの貪瞋痴の自己観察が情報提供者及び情報利用者の双方に要求されることになる。

ESG情報開示に係る現在の米欧の基準設定主体中心の議論は、その背景にある利害得失に誘導されているかもしれず、危険である。日本には全体主義とは異なる調和、相互受容の共通認識が必要であろう。